

別添

番号	公文書名	決定内容	非開示箇所	非開示理由
1	平成○年○月○日付○教指企第○号起案文書一式	一部開示	「出席者名簿(予定)」内の氏名及び現職欄(東京都教育委員会職員を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・本情報を公にしまうと、東京都教育委員会と外部講師を含む関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号) ・本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益(不登校数の憶測等)が生じるおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第7号)
2	平成○年○月○日付○教指企第○号「平成○年度教育委員会とフリースクール等民間施設・団体との意見交換会の実施について」	一部開示	外部講師氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号) ・本情報を公にしまうと、東京都教育委員会と外部講師との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)
			区市町村名	<ul style="list-style-type: none"> ・本情報を公にしまうと、東京都教育委員会と関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号) ・本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益(不登校数の憶測等)が生じるおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第7号)
3	外部講師からの打ち返し資料①	一部開示	名称、代表者名、所在地、個人印影、氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお

				<p>個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号）</p> <p>法人印影</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）
4	外部講師からの打ち返し資料②	一部開示	<p>住所、氏名・法人名、電話番号、個人印及び口座情報</p> <p>法人印影</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）
5	外部講師からの打ち返し資料③	一部開示	<p>氏名、住所及び個人印影</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号）
6	平成○年度教育委員会とのフリースクール等民間施設・団体との意見交換会 配布資料	一部開示	<p>「出席者名簿（予定）」内の氏名及び現職欄（東京都教育委員会職員を除く。）</p> <p>座席表内の外務講師名及び役職</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・本情報を公にしまうと、東京都教育委員会と外部講師を含む関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益（不登校数の憶測等）が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第7号） ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・本情報を公にしまうと、東京都教育委員会と外部講師を含む関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に

				<p>支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益（不登校数の憶測等）が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第7号）
			外部講師作成資料	<ul style="list-style-type: none"> ・本情報を公にしてしまうと、東京都教育委員会と外部講師を含む関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益（不登校数の憶測等）が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第7号）
7	平成○年度教育委員会とのフリースクール等民間施設・団体との意見交換会 司会手持ち資料	一部開示	外部講師氏名、役職及び所属	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・本情報を公にしてしまうと、東京都教育委員会と外部講師を含む関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益（不登校数の憶測等）が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第7号）
8	平成○年度教育委員会とのフリースクール等民間施設・団体との意見交換会 会議録 要旨	一部開示	外部講師名、役職及び意見交換会での議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・本情報を公にしてしまうと、東京都教育委員会と外部講師を含む関係機関との信頼関係を損うことになり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公

				<p>開条例第7条第6号)</p> <ul style="list-style-type: none">・本会への出席を依頼するに当たり、実施要領にて非公開とする旨を伝えて承諾を得ており、情報を公にすることで信頼関係を損なうおそれがあるばかりでなく、当該自治体の設置している学校及び教育支援センター等の施設への不利益（不登校数の憶測等）が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第7号）
--	--	--	--	---